



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年2月5日金曜日 第178号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課)75
保安林予定森林(2件).....	(森林整備課)75
建築士の免許の取消し.....	(建築住宅課)76
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課)76
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(")76
指定居宅サービス事業の廃止.....	(")76
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課)76
道路の区域変更(県道皿ヶ嶺公園滑川線).....	(中予地方局管理課)77

公安委員会規則

行政手続における押印等の取扱いに係る関係規則の整備に関する規則.....	(警察本部警務課)77
--------------------------------------	-----------	---------

選挙管理委員会告示

推薦団体の選挙運動に関する規程の一部改正.....	(選挙管理委員会)90
愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....	(")90
政治活動に関する規程の一部改正.....	(")91
政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正.....	(")92
愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正.....	(")92
愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....	(")93
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(")94
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(")94

告 示

○愛媛県告示第117号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西条市丹原町今井、池田、願連寺、古田、高松地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年2月5日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・池之内地区)計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年2月8日から3月9日まで
- 縦覧場所
西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第118号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月5日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
西条市河之内甲896、甲897、甲899、乙303、乙304、乙306の1
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

河之内甲896・甲897・甲899・乙304・乙306の1(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第119号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月5日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
西条市丹原町楠窪3号202の2、3号207の2、3号208、3号209の1、3号211、3号238、3号240の1、3号243の1、3号243の3、3号269の1、3号269の2、3号271、3号272の1、

- 3号272の2、3号273、3号274の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町楠窪3号207の2・3号240の1・3号269の1・3号271(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第120号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和3年2月5日

愛媛県知事 中村時広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消理由
	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
令和3年1月12日	小笠原 敏夫	二級建築士	愛媛県知事登録第2093号	死亡による

○愛媛県告示第121号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年2月5日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ハッピースマイル	ダスキンヘルスレント四国中央ステーション	愛媛県四国中央市土居町藤原3番耕地88番地1	令和2年12月1日	福祉用具貸与
株式会社ハッピースマイル	ダスキンヘルスレント四国中央ステーション	愛媛県四国中央市土居町藤原3番耕地88番地1	令和2年12月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第122号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年2月5日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ハッピースマイル	ダスキンヘルスレント四国中央ステーション	愛媛県四国中央市土居町藤原3番耕地88番地1	令和2年12月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ハッピースマイル	ダスキンヘルスレント四国中央ステーション	愛媛県四国中央市土居町藤原3番耕地88番地1	令和2年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第123号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和3年2月5日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社 大新	ケアサポート・ライカ	愛媛県新居浜市新須賀町一丁目8番63号	令和2年12月28日	訪問介護

○愛媛県告示第124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、

四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年2月5日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 弘 明	四国中央市土居町中村1442番地

○愛媛県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字梅敷甲37番2から 同字甲100番地先まで	旧	メートル 8.3~33.4	キロメートル 0.087	
			新	8.3~66.1	0.087	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

行政手続における押印等の取扱いに係る関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和3年2月5日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

行政手続における押印等の取扱いに係る関係規則の整備に関する規則

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第1条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第21号の5中「㊦」を削る。

（愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号中「㊦」を削る。

（愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 印」を「氏名」に改め、注書1を削り、注書2を注書とする。

（警備業法施行細則の一部改正）

第4条 警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊦」及び注書1を削り、注書2を注書1とし、注書3を注書2とする。

様式第5号及び様式第6号中「㊦」を削る。

様式第7号中「㊦」及び注書3を削り、注書4を注書3とする。

（古物営業法施行細則の一部改正）

第5条 古物営業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中「㊦」及び注書1を削り、注書2を注書1とし、注書3を注書2とする。

様式第21号中「㊦」及び注書1を削り、注書2を注書とする。

（愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第6条 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第7条関係)

(表)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※修了証明書交付年月日	年 月 日
※修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 込 者	本 籍		
	住 所	〒 —	
		自宅電話	携帯電話
	(ふりがな)		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	写 真
勤務先その他の連絡先	電話		

実 施	※受講年月日	年 月 日	※修了考査の結果	合 ・ 否
	(修了考査)	(年 月 日) から2日間		
	※受講場所			
	※受講番号			

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第8条関係)

※受 理 年 月 日	年 月 日
※受 理 番 号	
※証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

申 請 者	本 籍	
	住 所	〒 ー
		自宅電話 携帯電話
	(ふりがな)	
	氏 名	
証 明 書	生年月日	年 月 日生
	勤 務 先	電話
	番 号	
	交 付 年 月 日	
再交付を申請する事由		

- 注 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第9条、第10条、第11条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定年月日	年 月 日
※認定書番号	

駐 車 監 視 員 資 格 者 認 定 申 請 書

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 ー	
	(ふりがな)	自宅電話	携帯電話
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
	勤務先その 他の連絡先	電話	写 真

実 施	※認定審査日		※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検場所			
	※受検番号			

- 注 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 3 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第12条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 ー	
		自宅電話	携帯電話
	(ふりがな)		
	氏 名		
者	生年月日	年 月 日生	写 真
	勤務先その他の連絡先	電話	
	証 明 書	番 号	
	交付年月日		

※添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち1枚貼付け)
-------	---

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 なお、添付する写真については、裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14号中「㊦」を削る。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第14条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 ー	
	(ふりがな)		写 真
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
勤務先その他の連絡先	電話		
資格者証 番号	資格者証 番 号		
	交付年月日		
書換え交付を 申請する事由			

- 注1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 3 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号 (第15条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

申 請 者	本 籍		
	住 所	〒 ー	
	(ふりがな)		写 真
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
勤務先その 他の連絡先	電話		
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号		
	交 付 年 月 日		
再 交 付 を 申 請 す る 事 由			

- 注 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則の一部改正)

第7条 愛媛県交通安全活動推進センターの指定等に関する規則(平成26年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
様式第1号及び様式第3号中「印」を削る。

(愛媛県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第8条 愛媛県公安委員会審査請求手続規則(平成28年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
様式第3号及び様式第6号中「㊟」を削る。

第9条 愛媛県迷惑行為防止条例施行規則(令和2年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

推薦団体の選挙運動に関する規程(昭和37年6月4日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入し、これを愛媛県選挙管理委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 検印したポスターが500枚に達したときには、愛媛県選挙管理委員会は検印票の裏面に検印したポスターの枚数を記入し、愛媛県選挙管理委員会の印を押して提出者に返すものとする。</p>	<p>第3条 検印票の交付を受けた推薦団体が検印を受けようとする場合においては、当該検印票に推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入するとともに当該責任者の印をおし、これを愛媛県選挙管理委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 検印したポスターが500枚に達したときには、愛媛県選挙管理委員会は検印票の裏面に検印したポスターの枚数を記入し、愛媛県選挙管理委員会の印をおして提出者に返すものとする。</p>

別記第2号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 推薦団体の検印責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦団体の検印責任者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではない。

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 前条の証紙交付票の交付を受けたものは、証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に候補者の氏名(候補者届出政党にあっては、その名称及び受領責任者の氏名)を記入し、<u>これに証紙を貼るピラの見本1枚(記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚)を添えて</u>県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2~4 省略</p> <p>第11条 前条の規定により、証紙の交付を受けようとするときは、同条の証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び受領責任者の氏名を記入し<u>、これに証紙を貼るべきポスターの見本</u></p>	<p>第8条 前条の証紙交付票の交付を受けたものは、証紙の交付を受けようとする場合においては、当該証紙交付票に候補者の氏名(候補者届出政党にあっては、その名称及び受領責任者の氏名)を記入し、<u>その印を押すとともに、これに証紙を貼るピラの見本1枚(記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚)を添えて</u>県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2~4 省略</p> <p>第11条 前条の規定により、証紙の交付を受けようとするときは、同条の証紙交付票に当該候補者届出政党の名称及び受領責任者の氏名を記入して<u>印を押し、これに証紙をはるべきポスターの見本</u></p>

1枚（記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚）を添えて県委員会に提出しなければならない。 2・3 省略	1枚（記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚）を添えて県委員会に提出しなければならない。 2・3 省略
---	---

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第5号様式その2中「㊦」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者届出政党の受領責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の受領責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第5号様式の2中「㊦」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者届出政党の受領責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の受領責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第12号様式その1中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考1 この申出書は公営施設使用の個人演説会についての開催申出書であること。

2 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第12号様式その2中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考1 この申出書は公営施設使用の政党演説会についての開催申出書であること。

2 候補者届出政党の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第12号様式その3中「㊦」を削り、備考を次のように改める。

備考1 この申出書は公営施設使用の政党等演説会についての開催申出書であること。

2 名簿届出政党等の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第16号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治活動に関する規程（昭和46年3月18日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 前条の規定により、証紙の交付を受けようとするときは、同条第2項の証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び証紙の受領に関する責任者の氏名を記入し_____、これに証紙を貼るべきポスターの見本1枚（記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚）を添えて県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p>	<p>第5条 前条の規定により、証紙の交付を受けようとするときは、同条第2項の証紙交付票に当該政党その他の政治団体の名称及び証紙の受領に関する責任者の氏名を記入して印を押し、これに証紙をはるべきポスターの見本1枚（記載内容が異なる場合においては、それぞれ1枚）を添えて県委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p>

別記第4号様式その1中「㊦」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 政治団体の受領責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委

任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の受領責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第4号様式その2中「㊦」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 政治団体の受領責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の受領責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第5号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第8号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年5月愛媛県選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

別記第3号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第4号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場</p>	<p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字又は標識の番号（地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項（同法第1条第2項において準用する場</p>

合を含む。)に規定する標識の番号をいう。)のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 省略

合を含む。)に規定する標識の番号をいう。)のうちこれらに代わる4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から燃料の供給を受けた際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3 省略

別記第1号様式その1中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではありません。

別記第1号様式その2中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではありません。

別記第1号様式その3中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではありません。

別記第2号様式その1中「印」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではありません。

別記第2号様式その2中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではありません。

別記第2号様式その3中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではありません。

別記第4号様式その1中「印」を削る。

別記第4号様式その2中「印」を削り、同様式備考1中「第446条第3項」を「第463条の18第3項」に改める。

別記第4号様式その3中「印」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「印」を削る。

別記第7号様式その1備考1中「第446条第3項」を「第463条の18第3項」に改める。

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

愛媛県選挙事務執行規程(平成12年3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

別記第6号様式中「印」を削り、注を次のように改める。

注1 立ち会うべき時間を定めた場合には、時間を付記すること。

- 投票管理者、投票管理者の職務代理者又は投票立会人本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、投票管理者、投票管理者の職務代理者又は投票立会人本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではない。

別記第25号様式の2中「㊦」を削り、同様式注3を次のように改める。

- 申請者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、申請者本人の署名その他の措置(記名押印等)がある場合はこの限りではない。

別記第25号様式の3中「㊤」を削り、「あて」を「宛」に改め、同様式注3を次のように改める。

3 指定病院等の院長等本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、指定病院等の院長等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第25号様式の4中「㊤」を削り、「あて」を「宛」に改め、同様式注3を次のように改める。

3 指定病院等の院長等本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、指定病院等の院長等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

別記第25号様式の5中「㊤」を削り、「あて」を「宛」に改め、同様式注2を次のように改める。

2 指定病院等の院長等本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、指定病院等の院長等本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はこの限りではない。

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a list of facilities (老人ホーム) with sub-tables for name, type, location, and appointment date. The 'After' column includes specific entries for '地域密着型特別養護老人ホーム' in Imabari and Maatsuyama.

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年2月5日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,151,104
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,023
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,888

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: '選挙区別' (Electoral District), '選挙権を有する者の総数' (Total number of voters), and '同左の3分の1の数' (Number of 1/3 of the total). Rows include Iyayama, Nanyu, Matsuyama, Imabari, Uwajima, Hattori, Niikuni, and Sai.

大洲市・喜多郡	50,066	16,689
伊予市	30,983	10,328
四国中央市	72,578	24,193
西予市	31,886	10,629
東温市	28,147	9,383